GENKI-BITO

げんきびと

那智勝浦町民生児童委員協議会会長の岡本美智子（おかもとみちこ）さんにお話を伺いました。

5月12日～18日は 民生委員・児童委員活動強化週間です。

民生委員を引き受けられたきっかけはなんですか？

隣町から那智勝浦町に嫁いで間もない頃、ギランバレー症候群という難病にかかりました。その病気が、治るようにと自分のまわりの人が好きなものを絶って、「願」をかけてくれました。その時、皆に助けてもらったことをいつかお返ししたい、人の役に立てる時が、来たらお返ししようと思っていました。

子育てが一段落した47歳の時、社会福祉協議会の福祉委員をしていて、前任者の民生委員から声を掛けていただき、お返しする時期が来たと思い引き受けたのが始まりです。

民生委員の活動はどのようなものですか（思いや心がけ）？

民生委員である前に、地域の住民としての意識がありますが、一人暮らしの高齢者等の見守り活動です。今日は「あ、電気がついているな」「洗濯物を干しているな」「あの道で歩いていたな」など気にかけています。また、新聞配達の人も気にかけてくれていて「昨日の新聞がポストに入ったままになっている」と連絡をいただき、安否確認をすることもあります。

しかし、見守りは、民生委員だからではなく誰もができることではないでしょうか。

那智勝浦町は、どんなところですか？

とにかく、何をするにも力添えいただける地域だと思います。年代によって、人間関係の距離感の受けとめ方が違うように感じます。でも、私は「どうしたの？」と声をかけ、「ほっといてくれ」と言われても「私が気になるから」と自分から声を掛けていくのです。若い人は、その距離感が近すぎると思うのかもしれませんね。

今、いちばん力を入れられている那智勝浦町民生児童委員協議会としての取り組みはなんですか？

那智勝浦町（行政）、那智勝浦町自主防災組織連絡協議会そして那智勝浦町民生児童委員協議会の3者が協定を結び、要援護者の支援を行うために要援護者登録制度に取り組んでいます。特に、平成23年に起きた台風12号災害の後から、住民の防災に対する意識が高まったと感じています。

民生委員児童委員のなり手不足、どう感じていらっしゃいますか？

地域によっては高齢者ばかりのところもあり、若い年齢層がいないのです。また、若い年齢層は、昔と違い、子育てや仕事に忙しく時間的にも「ゆとり」がなく、なり手になりにくいのではないでしょうか。

また、虐待や孤独死等が、地域で起ったときに民生委員を責め立てるような批判を受けることもあり、なり手になる一歩が出づらいのではないでしょうか。

いつもキラキラの元気に溢れていますが、そのエネルギーはどこから湧くのでしょうか？

少し前は、地域の消防団員をしていました。それから今は、バレーボールや、ゆる体操のリーダー、いきいきサロンの世話役など…とにかく、昔から動いていないと気が済まない性格なのです。やりたいことをやることが、生活や気持ちの「ゆとり」につながると思います。私自身の夢は、可能な限りしたいことをできる人生にしたいと思っています。昔からどんなことにも興味があって、スポーツに趣味にいろいろとチャレンジしてきました。

民生委員としてのこれからは？

固く考えないで地域に溶け込み、なんでも話してもらえる民生委員でありたいと思っています。そしてそれが、基本だと思っています。また、困った時や相談したいなと思った時、その人に私の顔が浮かぶような民生委員になりたいと思っています。

※岡本さんは、那智勝浦町社会福祉協議会副会長を務められ、県社会福祉協議会評議員にも就任されています。
※ギランバレー症候群：急性・多発性の根神経炎の一つで、主に筋肉を動かす運動神経に障害がみられ、四肢に力が入らなくなる病気。
※ゆる体操：体をゆすって、体をゆるめる運動のこと。

災害時要援護者登録制度とは

目　的

南海・東南海地震が近い将来発生すると想定されるなか、特に津波発生に対し、要援護者の支援を行うために取り組んでいます。

対　象

一人暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯、身体の障がいや知的障がいのある方、介護が必要な方で居宅で生活する方のほか、希望者する方を対象にしています。

登　録

協定３者のいずれかに連絡をいただいて、登録のための届けをしていただきます。私の住む地域では、自分で届けが難しい方には担当民生委員と区長がお宅を訪問して聞き取りをさせていただくこともあります。お互いに情報の共有が大事だと思い、一緒に訪問させていただくのです。また届けには、常用している薬の情報や緊急時の連絡先等の情報のほか、居所の簡単な見取り図を描くようになっています。

登録した情報

協定３者で保管します。３か月に１回、情報に変更があれば更新していきます。

苦情解決のツボ ～福祉サービス利用における苦情等の内容～

県福祉サービス運営適正化委員会は、社会福祉法第83条に基づき、平成12年から県社会福祉協議会に設置されている福祉サービスに関する苦情等の相談窓口です。事業者に対して利用者や家族等が苦情を言い出しにくい場合や事業者で解決できなかった場合に、当委員会が苦情を受け付け、その解決に向けた助言や支援などにより苦情解決を図っています。

本委員会が受け付けた苦情の内容等は下記のとおりです。

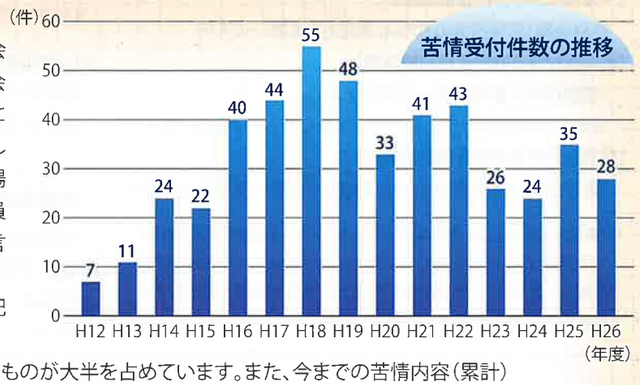

平成26年度の分野別では障がい者に関するものが大半を占めています。また、今までの苦情内容（累計）としては、職員の接遇に関するものとサービスの質や量に関するものが多くなっています。

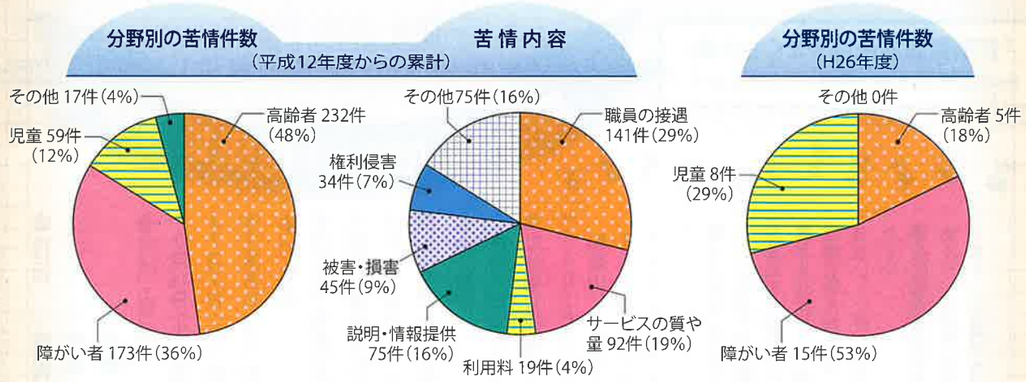

当委員会では各事業所での苦情解決の仕組みの整備を支援するため、研修会や出前講座、巡回訪問等を行っています。

福祉サービスの事業所においては、苦情受付担当者や苦情解決責任者、第三者委員を任命し、利用者等に対して氏名や連絡先などを周知していただき、利用者等からの苦情を適切に受け止めていただくようお願いします。

事業所の皆様へ　職員に異動等がある時期です。苦情解決体制について、ご確認ください。

■苦情受付担当者・・・・利用者等が苦情を伝えやすい立場の職員を任命していますか。
■苦情解決責任者・・・・苦情解決の責任主体となれる職員を任命していますか。
■第三者委員・・・・・・・・苦情解決を円満・円滑に行える第三者（評議員（理事を除く）、監事、民生・児童委員等）を任命していますか。（中立・公平を確保するために、複数が望ましい。）

県福祉サービス運営適正化委員会　TEL. 073-435-5527　FAX. 073-435-5584